公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２１号
山形県新庄市大字仁間293番地の１　野際団地217、前住所山形県新庄市大字仁間293番地の１　野際団地231
債務者　栗田　和子
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　一馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第１０１号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字中切５番地　ベルソフィア今伊勢Ａ―102号
債務者　森　ゆき子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西脇　明典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第５０４号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番２―904号、前住所大阪府泉佐野市羽倉崎１丁目１番31号
債務者　伊東　武司
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　好美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４８０号
兵庫県姫路市青山南３丁目８番４―509号　県営住宅青山南団地４号棟
債務者　松本　明美
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　園田　洋輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月５日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２６１号
北九州市八幡西区紅梅１丁目11番２―401号
債務者　山田　佳子（旧姓西下）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小鉢　由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４０３号
大阪府和泉市万町1076番地の131
債務者　小畑　弘安
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐﨑　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第６２３号
兵庫県尼崎市食満２丁目17番７―108号、前住所大阪市此花区島屋６丁目２番14―803号
債務者　岸田　修一
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安保　晶之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３２５号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊３丁目５番13号　佃アパート３号
債務者　平川　順児
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　雄也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３６９号
北九州市若松区大字払川115―３、住民票上の住所北九州市八幡西区本城３丁目５番７―601号
債務者　高崎　広幸
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　油布　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１７９号
沖縄県中頭郡北谷町字宮城１番地26
債務者　福地　幸広
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮國　英達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１１８３号
埼玉県新座市大和田１丁目19番21号　クロワール101号室
債務者　山岡　　充
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高澤　史生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６３号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地21棟105号、前住所山口県下関市秋根本町２丁目10番30―603号グリーンマンション
債務者　尾﨑　明彦
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　眞咲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６４号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地21棟105号、前住所山口県下関市秋根本町２丁目10番30―603号グリーンマンション
債務者　尾﨑　和美
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　眞咲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５３６号
北九州市八幡西区藤田２丁目４番19―203号
債務者　安藤美智子（旧姓高柳・浦・川崎・勝野）
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　英弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３８４号
鹿児島県鹿児島市希望ヶ丘町12番11号
債務者　郡山万里子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　亮介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係